⑵　第三者提供の制限に関する例外（法第23条第１項関係）

以下の①～④のいずれかに該当する場合は、⑴の規定にかかわらず、個人データを第三者に提供することができる。

①　法令に基づく場合（注）

（例）

・　令状に基づく警察や検察等の捜査への対応（刑事訴訟法第218条等）、捜査に必要な取調べや捜査関係事項照会への対応（同法第197条等）

・　徴税吏員・税務職員の質問検査への対応（地方税法第72条の７、国税通則法第74条の２～第74条の６）

・　裁判執行関係事項照会等への対応（刑事訴訟法第279条、第507条）、裁判所からの文書送付の嘱託や調査の嘱託への対応（民事訴訟法第186条、第226条、家事事件手続法第62条）

・　弁護士会照会への対応（弁護士法第23条の２第２項）

・　国勢調査などの基幹統計調査に対する報告や調査実施者からの協力要請への対応（統計法第13条、第30条）

・　所轄庁の求めに応じて行う生徒等の個人情報を含む資料の提出（私立学校法第６条）

・　転学する生徒等の指導要録の写しの転学先の校長への送付（学校教育法施行規則第24条第３項）

（注）

・　当該法令に、情報提供を求める側（第三者提供の便益を得る相手方）について、その情報を求めることができる旨の根拠があるものの、その求めを受ける側に、それに応じる義務（第三者提供をする義務）が課されていない場合は、関係事業者は、その法令の趣旨に照らして、第三者提供の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

②　人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために個人データを第三者に提供する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

（例）

・　急病人の血液型や家族の連絡先を医療機関（医師や看護師）に伝える場合

・　大規模災害や事故等の緊急時に、負傷者情報を家族に提供する場合

・　暴力団等の反社会的勢力情報、業務妨害行為を行う悪質者情報を企業間で共有する場合

③　公衆衛生の向上又は子供・若者の健やかな育成等の推進のために、特に個人データを第三者に提供する必要がある場合に、本人の同意を得ることが困難であるとき

（例）

・　感染症の予防のための調査に応じるとき

・　児童虐待のおそれのある家庭情報を、児童相談所、警察、学校、病院等が共有する必要があるとき

・　非行のおそれのある生徒等の情報を、生徒等本人及びその家族等の権利利益を不当に侵害しないことを前提に、非行防止に関係する機関との間で情報交換等を行うことが特に必要な場合

④　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して関係事業者が協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときに、個人データを第三者に提供する場合（注）

（例）

・　任意の求めに応じて、警察や税務署に対して個人情報を提出する場合

・　一般統計調査に回答する場合

（注）

・　国等からの任意の求めに協力する必要がある場合には、当該求めの趣旨に照らしつつ、第三者提供の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

⑶　いわゆる「オプトアウト」（法第23条第２項・第３項関係）

関係事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合に、以下の①～④に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にしているときは、⑴及び⑵の規定にかかわらず、その個人データを第三者に提供することができる。

この場合、以下の②又は③の規定に掲げる事項を変更するときは、変更する内容を、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にしなければならない。

①　第三者への提供を利用目的とすること

②　第三者に提供される個人データの項目

（例）

・　氏名、住所、電話番号

・　氏名、商品購入履歴

③　第三者への提供の手段又は方法

（例）

・　書籍として出版

・　インターネットに掲載

④　本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること

（いわゆる「オプトアウト」の例）

・　住宅地図業者（表札を調べて住宅地図を作成・販売等）やデータベース事業者（名簿の作成・販売等）が、あらかじめ①～④の規定に掲げる事項を自社のホームページに常時掲載（第２⑼の規定参照）し、本人からの停止の求めを受け付けられる状態にしてから、販売等する。

⑷　「第三者」に該当しないもの（法第23条第４項・第５項関係）

次に掲げる場合には、個人データの提供を受ける者は「第三者」に該当しないものとし、関係事業者は、⑴～⑶の規定にかかわらず、個人データを提供することができることとする。

この場合に、以下の③㈠及び㈡に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

また、以下の③㈣及び㈤に掲げる事項を変更する場合は、変更しようとするときに、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にしなければならない。

①　個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

②　合併、分社化、営業譲渡等による事業の承継に伴って、個人データが提供される場合

③　個人データを特定の者との間で共同して利用する場合に、次の㈠～㈤の事項について、当該共同利用をする前に、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にしているとき

㈠　共同利用をする旨

㈡　共同して利用される個人データの項目

㈢　共同して利用する者の範囲

㈣　共同して利用する者の利用目的

㈤　開示等の求め及び苦情を受け付け、その処理に尽力するとともに、個人データの内容等について開示、訂正、利用停止等の権限を有し、個人データの安全管理等について共同利用者の中での第一次的な責任を有する事業者の名称

第８　保有個人データの開示等に関する義務

⑴　保有個人データに関する事項の公表等（法第24条関係）

①　関係事業者は、保有個人データに関し、以下の㈠～㈤の事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）にしなければならない。

㈠　当該関係事業者の名称

㈡　全ての保有個人データの利用目的（第５⑷①～③の規定に該当する場合を除く。）